

事務連絡  
令和3年2月15日

関係団体 御中

厚生労働省医政局医事課

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」における  
差別的取扱い等の防止に関する規定の周知について

日頃より、厚生労働行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第5号。以下「改正法」という。）については、第204回国会（通常国会）において、令和3年2月3日に可決成立し、2月13日から施行されております。改正法においては、新たに差別的取扱い等の防止に関する規定が設けられました。

当該規定の周知を図るため、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から文書が発出されておりますので、貴団体におかれましても貴下団体等に対し周知の御協力をお願いします。